

作 業 基 準

令和 8年 4月 1日
遊漁船ラブーン

目 次

- 第 1 章 目的
- 第 2 章 作業体制
- 第 3 章 危険物等の取扱い
- 第 4 章 乗下船作業
- 第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、室蘭港内水質調査航路および室蘭沖散骨・水質調査航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船長は、船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸15分前とする。

- 2 離岸15分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、旅客の乗船を開始する。
- 3 船内作業員は乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 船内作業員は、旅客の乗船が完了したときはその旨船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

(係留中の保安)

第6条 船長又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップ(歩み板)等の乗降用設備の保安に十分留意する。

(下船作業)

第7条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨船内作業員に合図する。

- 2 船内作業員は、タラップ等の乗降用設備を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第8条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

第10条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

(作成要領)

(注) 業務の一部(綱取作業、旅客の誘導作業、自動車の積込み及び陸揚げ等の陸上作業等)を委託している場合は、委託業務に係る運航の管理に関する業務も運航管理規程中に明記すること。

第2条関係

- 1 運航管理補助者だけで陸上作業を実施している場合は第2条第1項中「運航管理者又は」及び「陸上作業員を指揮して」を削除する。
- 2 乗組員だけで離着岸等を行う場合は本条を次のように規定する。
「第2条 船長は、船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。」

第3条関係

運送約款等で危険物を運送しないこととしている場合は、第1項にその旨規定する。

第4条関係

- 1 運航管理補助者だけで陸上作業を実施している場合は、第4条第1～3項中、「陸上作業員」を「運航管理補助者」とし、第4項を次のように規定する。
「4 運航管理補助者及び船内作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船内作業員は乗船旅客数を船長に報告する。」
- 2 乗組員だけで離着岸等を実施している場合は、第4条第2項全文を「離岸〇分前となったときは、船内作業員は舷門を開放し、旅客の乗船を開始する。」とし、第3項を削除し、第4項全文を「船内作業員は乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して船長に報告する。」とする。

第5条関係

- 1 第1項中、「離岸準備作業完了後、適切な時期に」を「離岸時刻〇分前になったときは」と規定することができる。
- 2 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮している場合は、本条中「運航管理者又は」を削除する。
- 3 運航管理補助者だけが陸上作業を実施している場合は、本条を次のように規定する。
「第5条 運航管理補助者は、離岸時刻〇分前になったときは、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。」
- 4 乗組員だけで離着岸作業を実施している場合は、本条を次のよう規定する。
「第5条 船内作業員は、旅客の乗船が完了したときはその旨船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。」

第6条関係

- 1 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮している場合は、本条中「運航管理者又は」を削除する。
- 2 運航管理補助者だけで陸上作業を実施している場合は本条第1項及び第2項を次のように規定する。(第3項を第2項とする。)
「第6条 運航管理補助者は、着岸時刻〇分前になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に綱取作業を実施する。」
- 3 乗組員だけで離着岸作業を実施している場合は、本条を規定する必要はない。

第8条関係

- 1 運航管理補助者だけで陸上作業を実施している場合は、第8条中「陸上作業員」を「運航管理補助者」とする。
- 2 乗組員だけで離着岸等を実施している場合は、第1項中「陸上作業員」及び第2項中「陸上

作業員と協力して」を削除する。

第10条関係

シートベルト設置対象船舶以外の船舶の場合は、(5)を削除する。ただし、自主的にシートベルトを設置している船舶にあっては、これを規定して差し支えない。

第11条関係

- 1 手すりなど適当な転落防止のための設備がある場合は、(1)及び(2)を削除する。(2に掲げる場合を除く。)
- 2 複雑な流れなどによる川特有の危険性により、不意に転覆し、旅客が落水するおそれのある船舶による事業として、流れが早く、白濁や、渦が見られるような河川で、幅3m未満の船舶(船体と同様に十分な強度を有し、船舶が傾斜した場合に直ちに水が流入しないような堅牢な船室を有する船舶を除く。)による事業を営む場合は、第11条を以下のとおりとするとともに、第12条として、以下の規定を追記する。なお、救命クッションは救命胴衣には該当しないので留意のこと。また、河川において旅客を運送する川下り船又はそれに類似する事業のうち、前記以外の事業者についても、可能であれば、同様の規定を設ける。

「(旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示)

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 旅客には、常時、救命胴衣の着用を徹底すること。
- (2) 適切な小児用の小型船舶用救命胴衣を備え、12歳未満の児童には、その着用を徹底すること。
- (3) 救命胴衣を着用しない、又は着用が困難な旅客については、乗船させないこと。
(乗組員の救命胴衣の着用)

第12条 運航管理者は、船長その他の乗組員に自ら救命胴衣を着用させなければならない。」